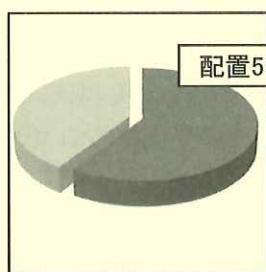


豊かな学びを支える学校図書館

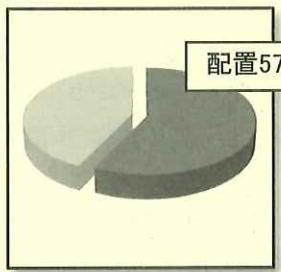
学校図書館は児童・生徒の
読書活動や学習を支援する重要な場です。
そこには、専任・専門・正規の
学校司書が必要です。

公立学校の学校司書配置状況

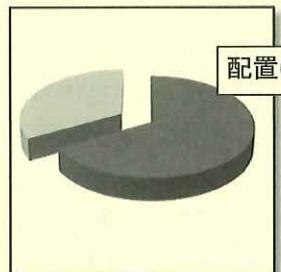
小学校



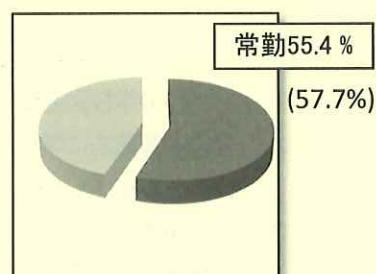
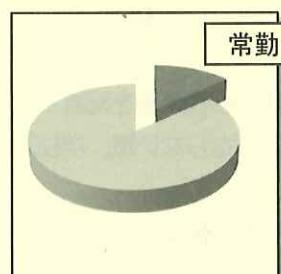
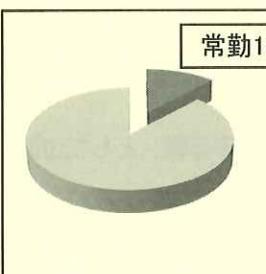
中学校



高等学校



常勤学校司書の比率



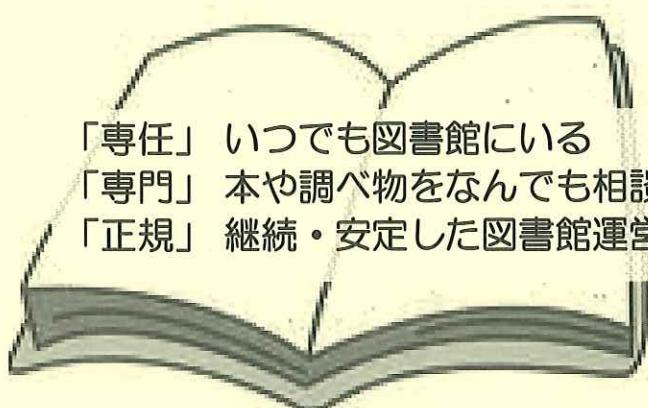
*円グラフの数値は文部科学省平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」より。()内は平成26年度。

学校司書のしごと

- *授業や特別活動を支援
- *子どもと教職員の学習・研究・調査を支援
- *子どもの情報活用力育成を支援
- *子どもと本の出会いをサポート
- *図書委員会活動の援助
- *資料の収集・分類・整理
- *他の図書館との連携



「専任」 いつでも図書館にいる
「専門」 本や調べ物をなんでも相談
「正規」 継続・安定した図書館運営



本を知り、本と人を結ぶ専門職が
学校司書です。

衆議院議長 様
参議院議長 様

専任・専門・正規の学校司書の配置を求める請願署名

学校図書館は児童・生徒にとって一番身近な図書館であり、学校教育において大きな役割を担っています。学校図書館は、幅広く豊かな読書により心の成長を促す、調べ学習などを通じて自ら学ぶ姿勢を培いより深い学びへと導く、情報を収集・選択・活用する力を育てるなど、児童生徒の成長を幅広く支えています。

学校司書は図書館の専門職です。子どもたちの読みたい本や学習に必要な図書資料を選択し、利用しやすいように分類・組織化をおこないます。また、児童・生徒および教職員など利用者が必要な図書資料や情報を適切に入手できるようガイドスやレファレンスをおこないます。さらに広報、展示、特設コーナーをつくるなど、学校図書館の運営全般に係わる職務を担います。学校司書が配置されてこそ、学校図書館を教育活動に活かすことができます。

学校司書を明記した「改正」学校図書館法が2015年4月から施行され、その附帯決議をふまえて開催された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」の論議の結果、2016年10月に「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」がなされ11月に文科省において「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」が作成されました。

しかしながら、学校司書の採用にあたって「資格を全国的に一律の義務付けを行うことは困難である」として採用条件を地方公共団体の判断に委ねていることから、モデルカリキュラムを履修しても採用の保障はありません。もとより、学校司書が必置とされていないため、非正規や兼務の司書が増加し、図書館を毎日開館できない状況が増えていることは大きな問題です。

学校図書館がその機能を発揮するためには、十分な図書費や環境の整備が必要ですが、同時になによりも、専任・専門・正規の学校司書の配置が不可欠です。そのために、以下の項目を要望します。

記

- すべての学校図書館に専任・専門・正規の学校司書を配置すること。
- 学校図書館法に学校司書を「置かなければならぬ職、学校図書館の専門的職務を掌る職」として位置づけること。
- 学校司書を学校教育法、教職員定数法など関係法規に位置づけること。
- 2016年11月に作成された「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」が充分に効力を発揮するよう、必要な措置を講じること。

氏 名	住 所 (○○県△△市□□町1-2 ←番地までお書きください)

*この署名は、個人情報保護法に基づき目的以外には使用しません。

取り扱い団体：全日本教職員組合

()教職員組合